

介護保険制度が変まりました

◆平成21年度から平成23年度までの介護保険料が変わりました

65歳以上の方に負担していただく介護保険料は、今後3年間でどのような介護サービス費が、どれくらい必要となるかを判断して、3年ごとに見直しを行います。

介護サービスを利用する方が年々増えていること、介護サービスに従事する方の処遇改善を目的として、介護サービス費を算定する基となる介護報酬単価が見直されたことにより、介護サービス費の増加が見込まれるため、その費用を賄うために保険料の見直しが必要になります。(グラフ1参照)

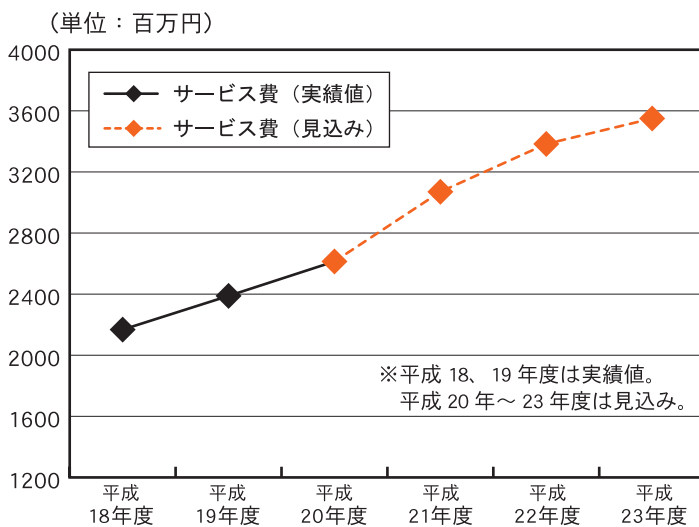
○介護保険料の基準額が変わりました

牛久市の介護サービス費用総額の20%を65歳以上の方に介護保険料として負担いただきます。(グラフ2)

介護保険料を算定するために、基となる介護保険料基準額を市町

村ごとに算定します。(下図参照)
介護保険料の負担軽減を目的に、介護保険給付費準備基金と、介護従事者処遇改善臨時特例交付金が繰り入れられ、平成21年度から平成23年度の基準額は3690円となりました。

グラフ1 介護サービス費の推移



グラフ2
介護保険制度を運営するための財源割合

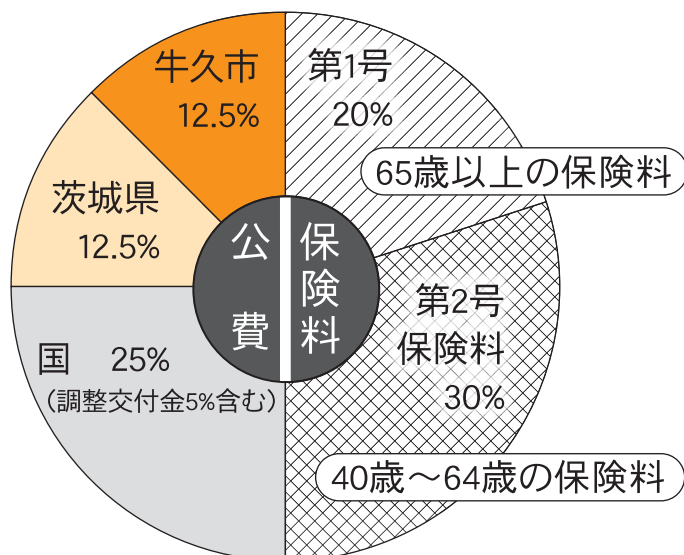
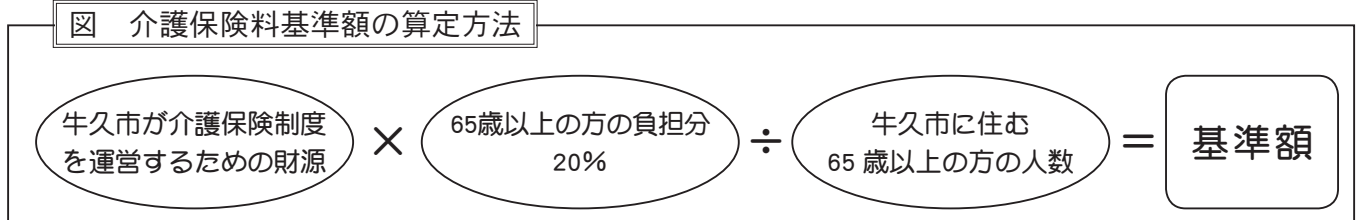


図 介護保険料基準額の算定方法



○所得段階区分が8段階に変わりました

所得に応じてきめ細かく対応できるように、介護保険料の所得段階区分を7段階から8段階に見直ししました。介護保険料は、65歳以上の被保険者ごとの所得に応じ、下表の段階区分の基準で算定されます。

※第四所得段階の一部の方については、特例割合の適用により保険料が算定されます。

◆要介護認定制度が変わりました

介護サービスの利用に必要な介護認定が、適正かつ効果的に行われるために、要介護認定制度が見直されました。今回の見直しにより、介護認定調査項目が82項目から74項目に変更され、要介護認定制度開始当初から使用されていた一次判定を行うコンピュータシステムが、現在の状況に合わせて変更されました。認定調査を受ける際は、ご本人やご家族が普段困っていることや、不便に思っていることを具体的に遠慮なく調査員にお伝えください。

所得段階区分	区 分 基 準	平成21年度の介護保険料(年額)
第一所得段階	老齢福祉年金受給者で住民税世帯非課税および生活保護受給者の場合	$3,690円 \times 0.5 \times 12月 = 22,100円$
第二所得段階	世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合	$3,690円 \times 0.5 \times 12月 = 22,100円$
第三所得段階	世帯全員が住民税非課税で、第二所得段階に該当しない場合	$3,690円 \times 0.75 \times 12月 = 33,200円$
第四所得段階 (特例割合適用)	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	$3,690円 \times 0.9 \times 12月 = 39,800円$
第四所得段階	本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える場合(同じ世帯に住民税課税者がいる場合)	$3,690円 \times 1.0 \times 12月 = 44,200円$
第五所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円未満の場合	$3,690円 \times 1.15 \times 12月 = 50,900円$
第六所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額125万円以上200万円未満の場合	$3,690円 \times 1.25 \times 12月 = 55,300円$
第七所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額200万円以上400万円未満の場合	$3,690円 \times 1.5 \times 12月 = 66,400円$
第八所得段階	本人が住民税課税で合計所得金額400万円以上の場合	$3,690円 \times 1.75 \times 12月 = 77,400円$

※端数処理しています。



問い合わせ 市高齢福祉課 ☎内線1751～1753